

相手国政府・ 相手国機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (署名日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
エルサルバドル	エルサルバドル共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とのエルサルバドル共和国政府との間の交換公文	エルサルバドルの経済の構造改善努力推進及び債務問題を含むエルサルバドルの経済困難緩和に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入すること。	500,000千円 -----	H18.11.23 サンサルバドルで (同日)	日本側 細野昭雄在エルサルバドル大使 エルサルバドル側 フランシスコ・エスラバン・ライーネス・リバス外務大臣	H18.12.5 651号
エルサルバドル	日本・中米友好橋建設計画のための贈与に関する日本国政府とのエルサルバドル共和国政府との間の交換公文	日本・中米友好橋建設計画を実施するために必要な詳細設計に必要な役務の供与	20,000千円 H19.3.31まで	H18.12.21 サンサルバドルで (同日)	日本側 細野昭雄在エルサルバドル大使 エルサルバドル側 フランシスコ・エスラバン・ライーネス・リバス外務大臣	H19.1.9 11号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。